

# 事務所通信

# Progress

## ～ 進歩 ～ 一期一会

今年も残すところ後二か月、年々時間が経つのが早く感じられますが、これは毎日が充実している証拠と考えて、年内にやり残した事の無いように、残り二か月を過ごしていきたいと思ひます。さて、給与を支給されている事業所には、この時期になりますと税務署より大きめの封筒がお手元に届いているかと思ひます。こちらは年末調整に関する書類一式になります。従業員の方に記入をお願いするものもございますので、お早めにご用意をお願い致します。

30年11月号(広告)

2018年11月1日発行

三宅税理士法人  
代表社員 三宅孝治  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中島 2370 番地 14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第 138 号  
発行担当者  
山本武史

## Vision

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」  
今月の開催日は11月8日(木)です  
一年に一度、一日じっくり計画を立ててみませんか？  
参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者様	申込期限
11月8日(木)	10・11・12・1月決算法人様及び個人事業主様	11月5日(月)
12月13日(木)	11・12・1・2月決算法人様及び個人事業主様	12月7日(金)
1月10日(木)	12・1・2・3月決算法人様	12月28日(金)

## 11月のスケジュール

8	木	* 経営計画書作成セミナー：Vision
12	月	* 10月分源泉所得税・住民税の納付期限
15	木	* 所得税予定納税減額申請期限
30	金	* 9月決算法人の確定申告期限及び納付期限 * 10月分社会保険料の納付期限 * 3月決算法人の中間申告・納付期限 * 消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の6・12月決算法人) * 個人事業税 第2期の納付期限(岡山県)



当社は赤い羽根共同募金  
寄附付き支援プロジェクトに賛同しています。

## 今月のテーマ：扶養控除と配偶者及び配偶者特別控除

お客様よりご質問頂くものの中に、この時期多いのが、扶養親族又は配偶者について、所得税における扶養控除や配偶者控除の適用が受けられる所得(又は収入)はいくらまでなのでしょうかとという質問がございます。それぞれ決まった所得(又は収入)を超えてしまいますと、扶養控除や配偶者控除の適用がなされない事になり、被扶養者の所得税が大幅に増額してしまう事がございます。そこで今回は、その控除額及び所得の基準額についてお知らせしたいと思います。

### 1. 扶養控除 ( []内は住民税の控除額 )

所得税及び住民税(以下所得税等)における扶養親族とは、青色及び白色専従者以外の生計を一にしている配偶者以外の親族で、その年の合計所得金額が38万円以下(給与収入のみの方の場合の給与収入は103万円以下)の方

(1)16歳未満の扶養親族・・・所得税及び住民税において扶養控除の対象とはなりません、住民税の非課税限度額を判定する際の扶養人数には含まれますので、扶養されている方は、扶養控除申告書又は確定申告書の16歳未満の扶養親族の欄に記載をお願い致します。

(2)特定扶養親族・・・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族  
(控除額63万円[45万円]) 平成30年分の申告は、平成8年1月2日から平成12年1月1日の間に生まれた方

(3)老人扶養親族・・・年齢が70歳以上の扶養親族  
(控除額48万円[38万円]) 平成30年分の申告は、昭和24年1月1日以前に生まれた方

(4)同居老親等・・・老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者と同居を常として  
(控除額58万円[45万円]) している方。

(5)控除対象扶養親族・・・扶養親族の内、上記(1)～(4)以外の方  
(控除額38万円[33万円])

以上の部分は、以前と変更はありませんが、以下の配偶者控除及び配偶者特別控除は改正により平成30年分の年末調整及び確定申告から変更となっています。

### 2. 配偶者控除 ( 控除額は下図参照 )

所得税等における控除対象配偶者とは、青色及び白色専従者以外の生計を一にしている配偶者で、その年の合計所得金額が38万円以下(給与収入のみの方の場合の給与収入は103万円以下)の方

(1)老人控除対象配偶者・・・年齢が70歳以上の扶養親族  
平成30年分の申告は、昭和24年1月1日以前に生まれた方

(2)控除対象配偶者・・・上記(1)以外の控除対象配偶者

### 3. 配偶者特別控除 ( 控除額は下図参照 )

生計を一にする配偶者の内、上記2.の配偶者控除の適用を受けない配偶者で、控除を受ける納税者本人の所得金額と配偶者の所得金額により区分した場合のそれぞれの所得金額が下図の金額以下の場合

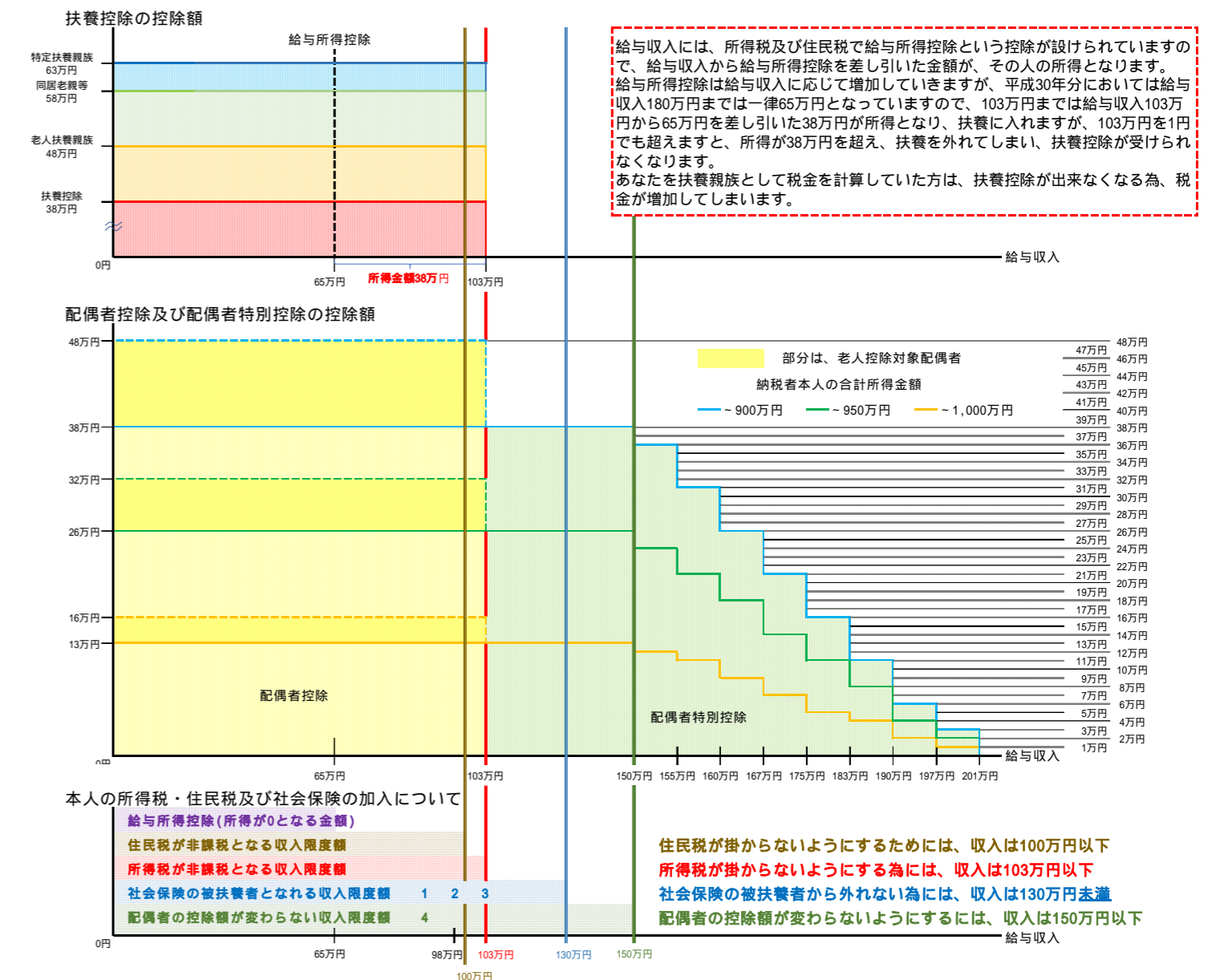
給与収入のみの場合		配偶者の											
[]内は住民税の控除額		単位：万円											
合計所得金額		～38	～85	～90	～95	～100	～105	～110	～115	～120	～123	123超	
合計所得金額		給与収入( )											
控除を受ける納税者本人の	～900	～1,120	38[33](48)	38[33]	36[33]	31[31]	26[26]	21[21]	16[16]	11[11]	6[6]	3[3]	-
	～950	～1,170	26[22](32)	26[22]	24[22]	21[21]	18[18]	14[14]	11[11]	8[8]	4[4]	2[2]	-
	～1,000	～1,220	13[11](16)	13[11]	12[11]	11[11]	9[9]	7[7]	6[6]	4[4]	2[2]	1[1]	-
	1,000超	1,220超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

老人控除対象配偶者は( )内の金額

配偶者控除

配偶者特別控除

左の控除額を全て給与所得のみの方として考えた場合には、下図のようになります。



本人の所得税・住民税及び社会保険の加入について

給与所得控除(所得が0となる金額)  
住民税が非課税となる収入限度額  
所得税が非課税となる収入限度額  
社会保険の被扶養者となれる収入限度額 1 2 3  
配偶者の控除額が変わらない収入限度額 4

住民税が掛からないようにするためには、収入は100万円以下  
所得税が掛からないようにするためには、収入は103万円以下  
社会保険の被扶養者から外れないためには、収入は130万円未満  
配偶者の控除額が変わらないようにするためには、収入は150万円以下

- 1 60歳以上又は一定の障害がある場合は180万円未満、ただし130万円(180万円)未満であっても、被保険者の年間収入の2分の1を超えている場合には、被扶養者とはなりません。
- 2 社会保険の被扶養者となっていない方は、130万円の区切りはありませんが、世帯収入に合算され国民健康保険等が計算されます。
- 3 事業所の社会保険加入要件に該当した場合は、そちらで加入する事になり被扶養者から外れ本人が社会保険を支払う事になります。
- 4 配偶者特別控除により配偶者の控除額に変更がない場合であっても、その会社等の扶養手当の基準を超える事により、扶養手当が減額される場合もございますので注意してください。

例) 扶養の範囲内で、かつ本人の税金もかからないようにする場合には、給与収入は100万円以下  
例) 配偶者の社会保険の扶養に入ったままで、本人の税金が掛かってもいい場合は、給与収入は130万円未満となります。